

平成27年 No.2

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

任期付き教員の再任手続きについて規定するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年 1 月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年 1 月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年規程第 2 号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：任期付き教員の再任手続きについて規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行															
(省略) (任期を定めて雇用する教員の職等) 第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員(以下「<u>任期付教員</u>」という。)の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 (雇用される者の同意) 第 3 条 任期を定めて雇用する場合には、文書(別紙様式 1)により、雇用される者の同意を得なければならない。 (再任手続) 第 4 条 <u>任期付教員の再任は、当該任期付教員の所属する教育研究組織の運営委員会等の審議を経て学長が決定する。</u> (報告) 第 5 条 <u>前条の規定により再任された場合、当該教育研究組織の長は、別紙様式 2 により教育研究評議会に報告するものとする。</u> (周知) 第 6 条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学学報等により、広く周知を図るものとする。 (規程の改廃) 第 7 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 27 年 1 月 29 日から施行する。</u> (省略)	(趣旨) 第 1 条 大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号)(以下「法」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、東京学芸大学における教員の任期に関する規程を定める。 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 (雇用される者の同意) 第 3 条 任期を定めて雇用する場合には、文書(別紙様式)により、雇用される者の同意を得なければならない。 (周知) 第 4 条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学学報等により、広く周知を図るものとする。 (規程の改廃) 第 5 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 別表 <table><tr><th>教育研究組織の名称等</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠</th></tr><tr><td>国際教育センター 外国人児童生徒教育部門</td><td>教授，准教授</td><td>5 年</td><td>1 回に限り再任可</td><td>法第 4 条第 1 項第 1 号</td></tr><tr><td>国際算数数学授業改善プロジェクト</td><td>教授，准教授，講師，助教</td><td>3 年</td><td>1 回に限り再任可</td><td>法第 4 条第 1 項第 3 号</td></tr></table>	教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5 年	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号	国際算数数学授業改善プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	3 年	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 3 号
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠												
国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5 年	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号												
国際算数数学授業改善プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	3 年	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 3 号												

別紙様式 1 （省略）

別紙様式 2

任期付教員の再任について

氏 名	生年月日(年令)	所属・職名	再任任期	備 考
			平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	

別紙様式 （省略）